

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 1

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指名 競争入札の別（総合 評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし											
以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 2

公共工事の名称、場 所、期間及び種別	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	随意契約によ ることとした 会計法令の根 拠条文及び理 由 (企画競争又 は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	一般競争入札・指名 競争入札の別（総合 評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
駐屯地警備システ ム（監視カメラの 配線替え（7Cー FB））	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 村中 真人 札幌市南区真駒内17番地	R3. 12. 17	熊谷 亮 札幌市白石区東札幌1 条3丁目3ー17ー2 03	一般競争入札	1,971,006	1,395,900	70.82%				
大型車両整備用 オートリフト（3 0t～32t）定期 整備・点検	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 村中 真人 札幌市南区真駒内17番地	R3. 12. 17	株式会社バンザイ札幌支店 札幌市西区24軒1条7丁 目3ー10	一般競争入札	1,355,797	1,353,000	99.79%				
10t天井走行 クレーン整備・ 点検	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 村中 真人 札幌市南区真駒内17番地	R3. 12. 17	株式会社キトー 東京都新宿区西新宿2丁目 4番1号新宿NS9階	一般競争入札	11,088,000	11,088,000	100.00%				
以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年 8 月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第 4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。